

経営革新事業者向け

# 藍住町商工業者チャレンジ支援事業補助金

新商品の開発や新分野への進出等、意欲的な事業者を応援します。



## 補助対象条件

- ・（会社の場合）町内に本店及び事業所があること
- ・（個人事業者の場合）町内に居住し事業所があること
- ・町税等に未納がないこと
- ・県の実施する「オンリーワン・チャレンジ支援事業（※1）」において経営革新計画の承認を受けていること

※1「オンリーワン・チャレンジ支援事業」とは、県が実施する経営革新支援事業です。国の「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新支援制度をベースに、県独自の2つの支援制度を統合した3制度の総称です。承認を受けるには、県への申請が必要です。お問い合わせは、徳島県商工労働部企業支援課（088-621-2369）へ。

## 補助内容

### 対象経費

借入利子・機器等のリース料・店舗等の家賃・販路拡大に係る経費

### 補助金額

10万円／事業年度

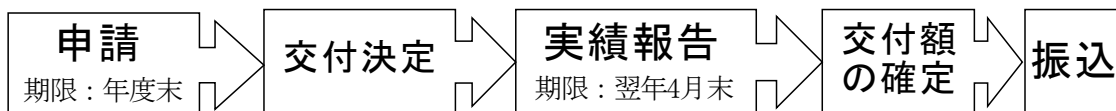
### 補助期間

承認された計画期間中（3年間又は5年間）

## 補助の流れ

経営革新計画の承認後、経済産業課へ申請してください。

申請は毎年度の年度末まで受付できますが、申請多数の場合等、やむを得ず受付を終了する場合があります。補助を希望する方は早めに申請してください。



※補助期間中は毎年申請できます。

## 申請時必要書類

- ・藍住町商工業者チャレンジ支援事業補助金交付申請書
- ・経営革新計画に係る承認通知書
- ・経営革新計画に係る申請書（写し）
- ・対象経費の金額が確認できるもの（契約書等）
- ・町税等の納税状況調査同意書

お問い合わせ

藍住町建設産業課

TEL : 088-637-3120

◆申請書は、藍住町のホームページ（<http://www.town.aizumi.tokushima.jp/>）からダウンロードできます。

◆藍住町商工会（088-692-2816）では、経営革新計画作成のお手伝いをしています。